

防府市自治基本条例 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（省略）	（省略）
<p>（総合計画）</p> <p>第13条 市長は、本市における最上位の計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画を、この条例の趣旨に沿って策定しなければなりません。</p> <p>2～4（省略）</p>	<p>（総合計画）</p> <p>第13条 市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」といいます。)は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。</p> <p>2～4（省略）</p>
（省略）	（省略）
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の第13条第1項の規定は、施行日以後に策定される総合計画について適用し、施行日以前に策定された総合計画については、なお従前の例による。</p>	